

[特集]

熊本震災と 法・政策

本企画の趣旨について

熊本大学教授
岡田行雄

法学セミナー
2017/06/no.749

2016年4月14日、16日と立て続けに震度7。そして、その間とその後も断続的に大きな揺れに襲われた熊本地方。「熊本地震」と一般に呼ばれることとなったが、これまでにない大きな揺れを体験した者の一人としては、大地震と呼ばれるべきものと今でも確信している。しかも、あれから1年が経過しても、熊本地方では毎日のように小さな地震が続いている。

熊本で見聞する大地震の被害は、阪神淡路大震災や東日本大震災とは異なり、例えば、建物がどのようなものであったか、あるいは、その建物がどのような地盤の上にあったかなどで、全く異なる。つまり、同じ地域の中でも、大きな被害が出たところとそれほどでもないところが、あたかもまだら模様のように生じたのである。また、東日本大震災以降の情報機器の発達に伴い生じたと考えられる、被災者の中での自助の格差も痛感した。スマホを用いて迅速に正確な情報を把握し、適時に行動できた者と、既存のメディアを通じた情報しか得られず、しかも、適時に行動することができなかった者との間で生じた格差がそれである。

こうした被害からの立ち直りに向けた法学・公共政策学の課題について、熊本大学法学部全体で取り組もうということから企画されたのが、2017年1月21日に熊本大学法学部とその同窓会組織である武夫原会主催で開催されたシンポジウム「熊本地震が提起する法的・政策的課題」である。

本特集は、このシンポジウムにおける基調講演とそれを受けたパネリスト及びフロアーからの発言などから成り立っている。

まず、熊本県副知事としての任期を数日後に終えようとしていた矢先に今回の大地震に遭遇し、行政の側から被災者対応に当たった村田信一元熊本県副

知事（現熊本空港ビルディング株式会社代表取締役）には、行政の側から見た課題を提起していただいた（21頁以下）。

次に、大地震後、被災者への的確な法的助言の提供に向けて動いた熊本県弁護士会の中で、県内の各地に出向いて多くの被災者からの相談を受けた松村尚美弁護士からは、そうした経験を通して明らかとなった課題を提起していただいた（25頁以下）。

そして、熊本大学法学部で行政法を担当している大脇成昭准教授と、政治学を担当している鈴木桂樹教授からは、法学と政治学の研究者として、実務から提起された課題に対して一定の答えを出していただいた（30頁以下、32頁以下）。

また、シンポジウム当日のフロアーからの発言（35頁以下参照）を通して、地震発生直後から、熊本大学に避難してこられた方々への支援に、熊本大学法学部などの学生たちが率先して当たり、その学生たちの支援活動を適切に指導した熊本大学の教員がいたことが明らかになった。そこで、この特集では、熊本大学の避難所で様々な活動に従事された、熊本大学政策創造研究教育センターの安部美和助教にも、当時の避難所の状況やそこから得られた経験の共有の方法などについて執筆していただいた（40頁以下）。

実は、地震は日本の各地で毎日のように発生している。したがって、震災は決して他人事ではない。このことを学んだ熊本大学法学部のスタッフには、これからも地震が引き起こす法的課題に取り組むことが求められていると言えよう。

本誌で、本号を皮切りに、熊本大学法学部のスタッフによる、大地震による被害救済に向けた法的課題に関する連載も予定されている。そちらもご一読いただければと思う。

（おかだ・ゆきお）